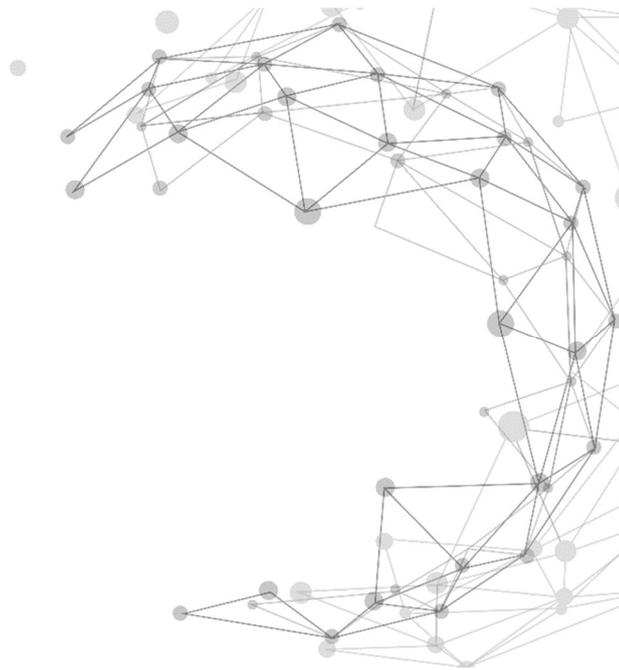




たまきデジタル戦略推進計画 (D-PLAN)

～誰一人取り残さない、思いやりプロジェクト～



令和3年3月

三重県玉城町

目次

はじめに.....	3
第1章 計画の概要	4
2.計画の位置付け.....	6
2.1.法令上の位置付け.....	6
2.2.総合計画との関係.....	6
3.計画期間.....	6
4.SDGs との関係.....	6
第2章 国の情報化政策の動向	8
1.「スマート自治体」の実現.....	9
2.「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」.....	9
3.デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針.....	9
4.デジタル・ガバメント実行計画.....	10
5.自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画.....	10
6.デジタル社会形成基本法.....	11
7.マイナンバーカードの利活用.....	11
8.「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定.....	12
9.サイバーセキュリティ 2020.....	12
第3章 玉城町の現状	14
第4章 基本方針	16
第5章 個別施策	20
【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現	21
1.1.町民ファーストな行政サービス.....	21
1.1.1.マイナンバーカードの普及・利活用促進.....	21
1.1.2.行政手続きのオンライン化.....	21
1.1.3.ワンストップサービスの推進.....	22
1.2.地域の暮らしを支えるデジタル化.....	23
1.2.1. デジタルを活用した子育て支援.....	23
1.2.2 保育現場のデジタル化.....	23
1.2.3. データヘルスの推進.....	24
1.2.4.地域見守りの強化.....	24
1.2.5. スマート農・商・工の実現.....	25
1.2.6.観光のデジタル化.....	25
1.2.7.公共事業に係るデジタル活用.....	26
1.2.8.防災・減災対策のデジタル化.....	26
1.2.9. 教育のデジタル化.....	27
1.3.わかりやすい情報発信・地域の情報化.....	28
1.3.1.SNS などを活用した広聴広報の強化.....	28
1.3.2.オープンデータの利活用促進.....	28
1.3.3.Web アクセシビリティの向上.....	29
1.3.4.地域コミュニティの新たなつながりの創出.....	29

【基本方針 2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現	30
2.1.業務の生産性の向上	30
2.1.1.AI・RPA 等のデジタル技術の活用	30
2.1.2. 議会・各種委員会等へのデジタル活用	30
2.1.3.オンライン連携の推進	31
2.2.デジタル・ワークスタイルの実現	32
2.2.1.リモートワークの推進	32
2.2.2.ペーパーレス化の推進	32
2.2.3.適切な勤怠管理・働き方の見える化	33
【基本方針 3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現	34
3.1.デジタル強靱化を支えるインフラ整備	34
3.1.1.先端技術の研究・導入	34
3.1.2.情報システムの最適化・共用化	34
3.1.3.ネットワークの最適化・強靱化	35
3.2.ガバナンス強化と人材の確保・育成	36
3.2.1.情報セキュリティ対策の強化	36
3.2.2.ICT-BCP の整備	36
3.2.3.デジタル人材の育成・確保	37
第 6 章 推進計画	38
6.1.全体スケジュール	39
6.2.推進体制	42
資料	43
1.策定経緯	43
2.検討会議委員	44
3.外部有識者	45
4.SDGs の目標	46

はじめに

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、人々の暮らしや考え方がこれまでにない速度で、大きく変化しています。ポストコロナの「新たな日常」においては、来庁することなく申請や手続きができる仕組みや、オンラインでのイベント開催など、行政サービスの抜本的な見直しが必要であり、さまざまな課題を解決するための手段として、デジタル技術の活用は必要不可欠なものとなっています。

社会全体ではスマートフォンやオンラインサービスの普及により、デジタル技術やデータを活用して、一人ひとりのニーズに合わせたサービスの提供が可能な時代になっています。これまで、町ではスマートフォンを活用したオンデマンド交通の導入や公金クレジット収納など全国に先駆けたICTの取り組みを実施してまいりました。皆さまのご理解のおかげで昨年、民間事業者が実施する住み心地ランキングで県内1位の榮譽をいただきました。引き続き、利用者中心で、誰もがデジタル化によりメリットを享受できるサービスの実現を目指してまいります。

また、災害対応への活用や、福祉・保育サービスの充実、地域づくりなど、分野を限らず、地域全体でのデジタル化を推進し、「第6次玉城町総合計画」で掲げた将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を実現していきます。

これらの状況を踏まえ町では、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供し、町民の多様な幸せあふれるまちづくりを推進するため、「たまきデジタル戦略推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画は、「誰一人取り残さない、思いやりプロジェクト」として、町民の利便性向上の実現や行政運営の効率化、デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現に向けて、様々なデジタル活用施策を計画しています。

町は本計画に掲げる各施策の実現に全力を傾注し、町民や来訪者の方々が、誰も取り残されることなく、デジタル化による利便性を実感できる新たな地域社会の実現を目指していきます。

令和3年3月

玉城町長



第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、人の生命保護を前提に社会・経済活動の維持を図り、未曾有の困難を乗り越えていく観点から、これまでオンライン化があまり進まなかった領域においても、デジタル化の波が押し寄せつつあり、情報通信技術（ICT¹）は、国民生活や経済活動の維持に必要な不可欠な“Essential Tech”として、これまで以上にその重要性が増してきています。

収束後の社会・経済においては、ウイルスの蔓延前とは別の新たな社会・経済へと不可逆的な進化を遂げると考えられています。長年にわたる慣行が崩され、デジタル化・リモート化を前提とした活動が定着することで、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造へとつながっていくことになると想定されています。

これまでもデジタル基盤の整備やデジタル技術の活用によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）²を通じて、産業の効率化や高付加価値化が進められてきましたが、今後、人々の活動の場は、リアルな空間から多様なサービスやコミュニティなどがインターネットなどに形成された新しい社会領域（サイバー空間）へ移行していくと考えられています。新しい社会領域への移行に向けて、その妨げとなる規制・慣行は見直す必要があり、リアルとサイバーの垣根を取り除くことが、収束後の社会・経済に向けた重要な取り組みとなります。その中でも第5世代移動通信システム（5G³）をはじめとするデジタル基盤やIoT⁴、ビッグデータ⁵、AI⁶といったデジタル技術の活用は、今まで以上に重要となっていくと考えます。

このような状況を踏まえ、町における情報化のあるべき姿を明確にし、行政と地域が一体となってデジタル化を総合的・効果的に活用することにより、住民サービスの向上、業務の効率化及び地域の活性化を図るために本計画を策定します。

¹情報や通信に関連する科学技術の総称で、特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

²デジタル技術による業務やビジネスの変革。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

³5 Generation（世代）の略。「第5世代移動通信システム」のことをいう。

⁴Internet of Thingsの略。モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

⁵デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのことをいう。

⁶Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

2.計画の位置付け

2.1.法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

2.2.総合計画との関係

町の総合計画である「第 6 次玉城町総合計画」（以下、「総合計画」という。）がめざすべき将来像として掲げる『だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城』の実現を推進するための個別計画として位置付けます。

3.計画期間

本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。
なお、各施策の取り組み状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じて随時、改定等を行います。

4.SDGs との関係

SDGs⁷は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12（2030）年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取り組みを示しています。

その中で、SDGs の目標は町における総合計画や本計画との関連が強く、本計画を通じて実現したデジタル技術を活用したイノベーションや新たな価値の創造は SDGs の目標達成に貢献していくことと考えています。

⁷ Sustainable Development Goals の略。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

第 2 章 国の情報化政策の動向

第2章 国の情報化政策の動向

第2章 国の情報化政策の動向

1.「スマート自治体」の実現

人口減少が深刻化し、今後の労働力の供給が制約されることが想定される中、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要があります。これまでは各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応する必要がありましたが、クラウド導入等を通じたシステム標準化や業務プロセス見直しにより、職員負担が軽減され、住民・企業等の利便性向上にも繋がることが考えられます。また、近年の技術発展により、AI・RPAの実証実験や導入も進められています。

このように「Society5.0時代の地方」を実現するためには、組織のあり方も含め、自治体職員が、より価値のある業務に注力できる環境を作っていくために、スマート自治体の実現に向けた検討が進められています。

2.「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

令和2（2020）年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策が取りまとめられています。直近の取り組みとしての新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現が必要とされており、情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み、デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方、働き方改革（テレワーク）、学び改革（オンライン教育）、暮らし改革、防災×テクノロジーによる災害対応、社会基盤の整備、規制のリデザインが示されています。

3.デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2（2020）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」は、新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった様々な課題を解決するために行政のデジタル化が必要であることから、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置すること、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁（仮称）設置の考え方等を示した政府方針となります。また、基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されており、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされています。

4. デジタル・ガバメント実行計画

デジタル・ガバメント実行計画は、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30（2018）年1月に初版が策定されました。

デジタル・ガバメント推進に係る近年の取り組みとしては、令和元（2019）年に改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14（2002）年法律第151号。）が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化の実施が原則とされました。

また、横断的かつ業務改革（BPR⁸）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現するために、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元（2019）年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められました。

さらに、デジタル化の便益を実感できるデジタル社会を早期に実現するため、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元（2019）年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとされています。また、その後の取り組みの進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2（2020）年12月25日に改定されています。

5. 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

総務省では、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていこうとしています。「自治体DX推進計画」において、自治体は、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進するこ

⁸ Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

第2章 国の情報化政策の動向

とによって、EBPM⁹等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されています。

また、社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組むことが必要であるとされています。このようなデジタルデバイド¹⁰対策を行うためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できる UI¹¹（ユーザーインターフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要であるとされています。

6. デジタル社会形成基本法

デジタル社会の形成が、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他、国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めることを目的としてデジタル社会形成基本法案は令和3（2021）年2月に閣議決定され、国会に提出されています。また、同時に「デジタル庁設置法案」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」も閣議決定され、国会に提出されています。

7. マイナンバーカードの利活用

Society5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスの利活用が進められています。厳格な本人確認を行った利用者 ID を格納するマイキープラットフォーム¹²と自治体ポイント管理クラウドの活用により、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策が検討されています。

⁹ Evidence-based Policy Making の略。策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするを指す。

¹⁰ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことを指す。

¹¹ ユーザー（利用者）と製品やサービスとの接点のことを指す。

¹² マイナンバーカードのマイキー部分（電子証明書および IC チップの空き領域の部分）を活用して、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードや商店街のポイントカードとして利用できるようにするための共通情報基盤のことを指す。

また、令和3（2021）年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格運用され、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等が図られます。

上記のような安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から令和4（2022）年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進しています。また合わせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用が検討されています。

8. 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定

情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書になります。地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するものです。

総務省では、地方公共団体における情報セキュリティポリシーの策定を推進するため、平成13（2001）年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しています。その後、複数回の改定を経て令和2（2020）年5月には、「クラウド・バイ・デフォルト原則」、「行政手続のオンライン化」、「働き方改革」、「サイバー攻撃の増加」といった新たな時代の要請や「三層の対策」の課題を踏まえた「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」がとりまとめられました。同とりまとめ及び平成30（2018）年7月の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改定等を踏まえて、令和2（2020）年12月にガイドラインが改定されています。ガイドラインの主な改定内容としてはマイナンバー利用事務系の分離の見直し、LGWAN¹³接続系とインターネット接続系の分割の見直し、リモートアクセスのセキュリティ、LGWAN 接続系における庁内無線 LAN の利用、情報資産及び機器の廃棄、クラウドサービスの利用、研修、人材育成などが、改定されています。

9. サイバーセキュリティ 2020

サイバー空間とフィジカル空間の一体化により、新たな技術の実装化が様々な分野で発生しており、攻撃の起點も拡大しています。また、センサーなど、サイバー・フィジカル間の転写機能を持つ機器等のセキュリティの問題について、より重要な課題として取り組む必要があると考えられています。

¹³ Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのことを指す。

第 2 章 国の情報化政策の動向

国は、サイバー空間と実空間の一体化に伴う脅威の深刻化を踏まえ、令和 2（2020）年以降の目指す姿も念頭に、基本的な立場等と今後 3 年間の諸施策の目標及び実施方針を盛り込んだ新たな戦略を平成 30（2018）年 7 月に決定しています。また、従来の枠を超えた情報共有・連携体制の構築に向けた取り組みとして、サイバー攻撃による被害の発生及び被害の拡大を防止するためのサイバーセキュリティ協議会の組織などを柱とするサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号）が成立し、平成 31（2019）年 4 月 1 日に施行されました。

これら昨今の環境変化や新型コロナウイルス感染症対策の動向を踏まえて、重要インフラ事業者等による継続的なサービス提供を行う際のリスクを的確に把握し、それらに対してどのように対応していくべきなのかが引き続き検討されています。

第 3 章 玉城町の現状

第3章 玉城町の現状

第3章 玉城町の現状

我が国は、本格的な人口減少社会に移行し、生産年齢人口の減少と社会保障費の増大に直面しています。一方、情報通信分野の技術革新の急速な進展により、新たな産業や生活スタイルが生まれています。こうした変化は今後さらに進展し、社会経済環境は大きく変化することが考えられます。

町としては、以前からICT等の技術を積極的に活用しており、全国初の取り組みとして、平成19（2007）年4月から、税金、国民健康保険料、水道料金など、個人が支払う様々な公金分野の収納に登録型のクレジットカード決済システムの導入を行っています。また、平成21（2009）年11月からは、インターネットを通じて、東京にあるオンデマンド交通サーバーにより瞬時にバスのスケジュールを計算し、無理なく運行できる乗車時間の候補を表示する独自の計算アルゴリズムを用いたオンデマンド方式による『元気バス』の導入も行っています。さらには平成22（2010）年3月には「ICTを活用した安心・元気な町づくり事業」が、総務省の情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業（通称：ICTふるさと元気事業）に採択されました。本事業は、「外出支援サービス」、「安全見守りサービス」、「安全情報配信サービス」の3つのICTを活用したサービスを連携させた複合サービスを提供することにより、持続可能な地域の福祉・防犯・防災といった公共サービスの充実を図ることを目的として実施しました。

こうした取り組み等を通じて、町においては人口の増加が続いていましたが、平成27（2015）年以降は減少に転じており、今後、人口減少や少子高齢化の進展による地域経済の停滞、税収の減少及び社会保障費の増大等により、財政状況が厳しくなることが見込まれ、安定的な行政運営や行政サービスの提供に対する大きな課題となっています。

今後、人口減少社会にあっても、安定的な行政運営を確保しながら、行政サービスの質を維持していくためには、デジタルを活用した行政サービスの実現、業務の生産性向上やリモートワークなどのデジタル・ワークスタイルを通じた職員の新しい働き方の実現、デジタル施策全体の最適化の促進が重要となると考えています。

第 4 章 基本方針

第4章 基本方針

第4章 基本方針

たまきデジタル戦略推進計画に関する施策については、町民、職員等一人一人のニーズをくみ取り、誰一人取り残さない社会を実現するために「町民サービスの向上、つながる地域の実現」、「行政の生産性の向上、新しい働き方の実現」及び「デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現」の3つの取り組みを柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとしています。

【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現

デジタルを有効に活用し、町民ファーストな行政サービスの実現や地域の暮らしを支える行政のデジタル化、さらには町民に対してわかりやすい情報や地域情報を発信し、町民にとって便利で、使いやすい行政を目指すとともに地域のつながりを強化していきます。

【基本方針2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現

AI・RPA等のデジタルを活用し、業務の生産性向上やリモートワークなどのデジタル・ワークスタイルを通じて、職員の新しい働き方を実現していきます。

【基本方針3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現

上記デジタル施策を支えるため利便性とセキュリティ対策の確保を両立したクラウドサービスの利用等による最適化を実現するとともに行政のガバナンス強化、デジタル人材を育成することでデジタルの安心・安全な活用を実現していきます。

【基本方針に基づくデジタル施策の構成図】



第 5 章 個別施策

第5章 個別施策

第5章 個別施策

【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現

1.1.町民ファーストな行政サービス

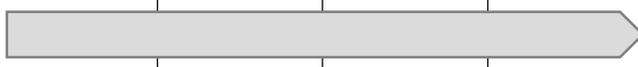
1.1.1.マイナンバーカードの普及・利活用促進

施策の具体的な内容					
<p>行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及を進めるために、出張申請受付や臨時交付窓口の開設など、交付体制の充実を図ります。また、コンビニ交付サービスや健康保険証利用、自治体ポイントなど、利便性向上を実感できるサービスの研究・検討を通じて、マイナンバーカードの多目的利用を促進していきます。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付体制強化 (臨時交付窓口開設、土日開庁等)	▶				
申請サポート継続	▶				
目指す成果					
<p>町民のマイナンバーカードの普及率を上げることで、マイナンバーカードの多目的利用など、マイナンバー制度の利活用を向上させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マイナンバーカードの交付率：100% <p>【参考：自治体 DX 推進計画】 令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す。</p>					
担当課					
税務住民課、各課					

1.1.2.行政手続きのオンライン化

施策の具体的な内容					
<p>行政のデジタル化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づき、各種の行政への申請や申込のオンライン化に向けた整備を進め、町民の利便性向上を図ります。マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きなど、利便性向上に資する手続きから積極的・集中的にオンライン化を進めます。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利便性向上に資する手続きのオンライン化	▶				
その他手続きのオンライン化			▶		
目指す成果					
<p>行政手続きのオンライン化を行い、質の高い行政サービスの提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン対象事務数：31 事務 <p>【参考：自治体 DX 推進計画】 原則として全ての市町村で行政手続きのオンライン化のための情報基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続きのオンライン利用率 ■ 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続きをワンストップで行うために必要と考えられる手続きのマイナポータル利用の人口カバー率 ■ 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき事務数（31 事務） 					
担当課					
総務政策課、各課					

1.1.3.ワンストップサービスの推進

施策の具体的な内容					
<p>マイナポータル・ぴったリサービスの積極的な活用や、総合窓口、書かない窓口の検討など、行政手続等を行う際の負担を大幅に軽減させ、簡単でわかりやすく、利用者中心の行政サービスを提供するためのワンストップ化を推進します。また、行政手続簡素化のための書面・押印・対面規制の見直しに取り組みます。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
窓口体制の検討					
サービス開始 (外部委託・書かない窓口等)					
目指す成果					
<p>総合窓口の導入やぴったリサービスを活用し、利用者の利便性向上を図ります。</p>					
担当課					
<p>総務政策課、各課</p>					

第5章 個別施策

1.2.地域の暮らしを支えるデジタル化

1.2.1. デジタルを活用した子育て支援

施策の具体的な内容					
母子健康手帳情報の電子化や各種の健診結果や予防接種の記録、子育て世帯への情報発信や保護者及び関係者等との情報交換を可能にするサービス等を提供します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育てサービスの電子化検討	▶				
電子サービスの導入		▶			
目指す成果					
母子健康手帳の電子化や情報交換ができる子育てアプリの導入を検討し、子育て世帯へのサービスを拡充します。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て電子サービスの満足度：70% 					
担当課					
保健福祉課、教育委員会					

1.2.2 保育現場のデジタル化

施策の具体的な内容					
子どもとの時間確保や保護者とのコミュニケーション、業務の効率化を図るため、登降園管理や発達記録、指導計画の作成などの業務を支援する保育業務システムを導入し、手厚い保育を実現します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討	▶				
保育業務支援システムの導入・試行		▶			
運用			▶		
目指す成果					
保育業務システムを導入し、手厚い保育を実現するとともに業務の効率化を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者のアプリ導入率：90% ■ 保護者への満足度（アンケート結果）：80% ■ 職員への満足度（アンケート結果）：50% 					
担当課					
保健福祉課					

1.2.3. データヘルスの推進

施策の具体的な内容					
ウェアラブル ¹⁴ 端末等から取得した健康データや町民からの申告情報を活用し、個人の状態に応じた効果的な疾病・介護予防サービス・健康増進プログラムの提供や、保健指導を実施します。また、インターネットを利用した検診や健康教室等の予約等、サービスの利便性向上を図ります。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討	▶				
健康管理システム・アプリの導入・試行		▶			
目指す成果					
健康管理システムやアプリの導入を通じて、楽しみながら続けられる健康づくりの推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ システム・アプリを通じた予約率：30% 					
担当課					
保健福祉課					

1.2.4. 地域見守りの強化

施策の具体的な内容					
高齢者や障がい者、子どもの見守り活動促進のため、デジタルを活用した見守りの機器・サービス（生体情報、位置情報など）を提供し、利用を促進します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討	▶				
見守りの機器・サービスの導入・試行		▶			
運用			▶		
目指す成果					
見守りの機器・サービスを導入し、地域の見守りネットワークの強化を図ります。					
担当課					
保健福祉課、教育委員会					

¹⁴ 腕や脚、頭部など、身体の一部に装着するコンピュータのことを指す。

第5章 個別施策

1.2.5. スマート農・商・工の実現

施策の具体的な内容					
<p>センサや通信技術を活用した水田の自動水管理や電子マネー・バーコード決済によるキャッシュレス化、ロボットや画像処理機器による工場の自動化・省力化など、農業・商業・工業におけるデジタル技術の活用をサポートし、地域社会の活性化を促進します。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナーを順次実施	➔				
目指す成果					
<p>水田の自動水管理システムなどの導入による農作業の省力化や商業施設におけるキャッシュレス決済の導入、工場のセンサ等の導入による工場の自動化など、農業・商業・工業におけるデジタル技術の活用をサポートし、地域社会の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ セミナー実施回数：1回/年 					
担当課					
産業振興課					

1.2.6. 観光のデジタル化

施策の具体的な内容					
<p>国内外からの観光客の利便性向上のため、デジタルコンテンツを活用した観光情報や周遊ルートプランの情報発信ができる仕組みを導入します。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討	➔				
環境整備・試行		➔			
運用			➔		
目指す成果					
<p>QRコードやFree Wi-Fi アクセスポイントの整備などを行い、観光客数の増加を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ デジタルコンテンツ導入数（AR¹⁵など）：新規5件 					
担当課					
産業振興課					

¹⁵ Augmented Reality の略。実際の景色、地形、感覚などに、コンピュータを使ってさらに情報を加える技術を指す。

1.2.7.公共事業に係るデジタル活用

施策の具体的な内容					
<p>工事現場やインフラ設備の維持管理（道路、水道など）において、AI、IoT などのデジタル技術を活用し、高精度で効率的なインフラ整備を実現します。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討	▶				
環境整備・試行		▶			
運用			▶		
目指す成果					
<p>工事現場やインフラ設備の維持管理にデジタル技術を活用し、高精度で効果的な業務遂行を図ります。</p>					
担当課					
建設課、上下水道課					

1.2.8.防災・減災対策のデジタル化

施策の具体的な内容					
<p>防災行政無線のデジタル化と、それに伴う災害・防犯情報などの情報伝達の強化を図ります。また、災害発生時における災害対策本部と各担当部局との合理的で確実な情報共有を図るために、被災者台帳管理を含む防災情報システムの導入を進めていきます。</p>					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別受信機の更新 （防災行政無線のデジタル化）	▶				
防災情報システムの検討	▶				
防災情報システムの導入・運用		▶			
目指す成果					
<p>防災情報システムを導入し、災害状況の的確な把握・発信に努め、災害から町民の生命と財産を守ります。</p>					
担当課					
総務政策課					

第 5 章 個別施策

1.2.9. 教育のデジタル化

施策の具体的な内容					
「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、GIGA スクール構想 ¹⁶ を着実に推進します。また、デジタル技術を効果的に活用するための体制を整備し、教員・児童生徒・保護者等への支援の充実を図ります。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
GIGA スクール構想の推進					
学習支援アプリの検討・導入					
目指す成果					
デジタルを活用した分かりやすい授業や独自学習アプリなどを導入し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現します。					
担当課					
教育委員会					

¹⁶ Global and Innovation Gateway for All スクール構想の略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することを指す。

1.3.わかりやすい情報発信・地域の情報化

1.3.1.SNS などを活用した広聴広報の強化

施策の具体的な内容					
行政からの案内や地域行事、災害情報などに関する情報伝達に SNS ¹⁷ （公式 LINE 等）やチャットボット ¹⁸ を活用し、町民に対して積極的なコミュニケーションと情報発信を行います。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公式 LINE 導入					
AI チャットボットの検討・試行					
運用					
目指す成果					
SNS（公式 LINE 等）やチャットボットを導入し、町民との積極的なコミュニケーションを図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 公式 SNS の利用者数：5,000 人 					
担当課					
総務政策課					

1.3.2.オープンデータの利活用促進

施策の具体的な内容					
町民等のニーズを踏まえたうえで、玉城町が保有する公共データを有用性のあるものから順次、公開していきます。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公開カタログの検討					
随時公開					
目指す成果					
公開情報の種類を増やしていき、利用者数を向上させます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ オープンデータの公開ファイル数：10 ファイル 					
担当課					
総務政策課、各課					

¹⁷ Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことを指す。

¹⁸ 「chat（チャット）」と「robot（ロボット）」という言葉を組み合わせた造語で、入力した質問等に関して、AI が自動的に応答するというプログラムのことを指す。

第 5 章 個別施策

1.3.3.Web アクセシビリティ¹⁹の向上

施策の具体的な内容					
高齢者や障がい者など、誰もが行政等の Web サイトや必要な情報にアクセスし、サービスを利用できるように、アクセシビリティ改善に向けた取り組みを促進します。また、デジタル活用支援員等の枠組みを活用し、ICT 機器やオンラインサービスなどの利用方法に関し、講座の開催や相談対応による支援を検討します。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・検討 (デジタル活用支援員含む)					
継続					
目指す成果					
Web サイトのアクセシビリティ改善に向けた取り組みを行い、ホームページなどのアクセス数を向上させます。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ Web アクセシビリティ評価の維持：AA 以上 ■ わかりやすかった人の割合：60% 					
担当課					
総務政策課					

1.3.4.地域コミュニティの新たなつながりの創出

施策の具体的な内容					
地域 SNS などを活用し、住民同士のつながりや地域コミュニティをより促進し、地域の自治活動や住民活動の活性化を図ります。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・検討					
アプリ等導入					
運用・利用者拡大					
目指す成果					
地域 SNS などを活用し、地域活動の活性化を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 活用グループ数：10 グループ 					
担当課					
総務政策課					

¹⁹ 高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人を含め、Web を利用するすべての人が Web で提供されている情報を取得し、サービスや機能を利用できることを指す。

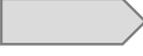
【基本方針 2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現

2.1.業務の生産性の向上

2.1.1.AI・RPA 等のデジタル技術の活用

施策の具体的な内容					
業務プロセスの最適化（BPR）及び AI-OCR ²⁰ ・RPA 等の導入による業務の自動化を通じ、庁内の業務改善を推進していきます。また、AI 議事録等の生産性向上に資するツールの導入を検討します。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
AI・RPA 等の検討・トライアル					
AI・RPA 等の導入					
他業務への横展開					
目指す成果					
デジタル技術を活用し、職員全体の生産性向上を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 導入業務数：新規 3 件 					
【参考：自治体 DX 推進計画】					
<ul style="list-style-type: none"> ■ AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 					
担当課					
総務政策課					

2.1.2. 議会・各種委員会等へのデジタル活用

施策の具体的な内容					
議会・各種委員会の運営・情報伝達の効率化を図るため、タブレット端末を配布するとともにスケジュールやファイルを管理する機能や掲示板などのグループウェア機能等の導入を検討します。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
タブレット端末整備					
ペーパーレス会議システム導入					
運用					
目指す成果					
タブレットの導入やグループウェアの導入を通じて、議会・各種委員会の運営・情報伝達の効率化を図ります。					
担当課					
総務政策課					

²⁰ AI OCR とは OCR 技術と AI 技術を掛け合わせることで、帳票の読み取り精度の向上、手書きの文字列や非定型フォーマットの文書の認識を可能とする技術のことを指す。

第 5 章 個別施策

2.1.3.オンライン連携の推進

施策の具体的な内容					
<p>法務局からの電子データ提供など、行政・公的機関間の情報連携が可能な手続きについては、積極的に活用し、オンライン手続の利用促進、業務の簡素化・迅速化に向けた取り組みを推進します。</p>					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・検討					
対象業務拡大					
目指す成果					
<p>オンライン連携を活用し、職員全体の生産性向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 連携数：新規 3 件 					
担当課					
総務政策課、各課					

2.2.デジタル・ワークスタイルの実現

2.2.1.リモートワークの推進

施策の具体的な内容					
柔軟な働き方の推進や、災害・感染症対応などの非常時における業務継続の観点から、時間や場所を有効に活用できるリモートワーク環境の構築を推進します。また、円滑な情報共有とコミュニケーションを図るためのツールの導入を検討します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
端末・環境整備					
対象業務の選定、試行					
運用					
目指す成果					
リモートワーク環境を構築し、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方を実現します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ リモートワーク実施率：8割 					
担当課					
総務政策課					

2.2.2.ペーパーレス化の推進

施策の具体的な内容					
行政文書の電子化・ペーパーレス化を通じて業務効率化を図るとともに、クラウドサービス等を活用した電子ファイルの一元管理により、迅速なアクセスによる生産性向上と、柔軟で厳密な権限管理によるセキュリティ強化を実現します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査・検討					
ペーパーレス化の取り組み					
クラウド移行					
目指す成果					
書類の電子化を行い、迅速なアクセスの実現と柔軟で厳密な権限管理によるセキュリティ強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 用紙の発注額：20%減 ■ 廃棄文書量：20%減 					
担当課					
総務政策課、各課					

第 5 章 個別施策

2.2.3.適切な勤怠管理・働き方の見える化

施策の具体的な内容					
<p>職員の健康管理や適切な勤怠管理、業務進捗や実績の見える化による生産性向上を実現し、多様な働き方を支援します。</p>					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・検討	▶				
システム導入・試行		▶			
運用			▶		
目指す成果					
<p>勤怠管理システムの導入を通じて、職員の働きやすい職場を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 時間外の削減率：10%減 ■ 仕事への満足度：8 割以上満足 					
担当課					
総務政策課					

【基本方針 3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現

3.1. デジタル強靱化を支えるインフラ整備

3.1.1. 先端技術の研究・導入

施策の具体的な内容					
Society 5.0 を見据え、5G（第 5 世代移動通信システム）、IoT、AI（人工知能）、LPWA（省電力広域ネットワーク） ²¹ などの技術革新を積極的に活用していきます。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・研究（継続）	▶				
目指す成果					
技術革新を積極的に検討・活用し、インフラを強化します。					
担当課					
総務政策課					

3.1.2. 情報システムの最適化・共用化

施策の具体的な内容					
クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドを前提とした情報システムの利用検討、標準化を通じた最適化を行います。また、「(仮称)Gov-Cloud ²² 」の活用した情報システムの共同利用を見据え、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための検討を進めます。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
「(仮称)Gov-Cloud」の活用検討	▶				
標準準拠システムへの移行			▶		
情報システムの運用経費の削減（継続）	▶				
目指す成果					
クラウドなどを導入し、情報システムの最適化を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ システムのクラウド化率：80% ■ システムの運用コスト（維持保守）の削減：20% 					
【参考：自治体 DX 推進計画】					
<ul style="list-style-type: none"> ■ AI、RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 ■ 地方公共団体の情報システムの運用経費等（2026 年度（令和 8 年度）に 2018 年度（平成 30 年度）比で少なくとも 3 割削減。更なる削減目標の上積みを目指す） 					
担当課					
総務政策課					

²¹ Low Power Wide Area の略。省電力かつ長距離での無線通信ができる通信技術のことを指す。

²² 政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境のことを指す。

第 5 章 個別施策

3.1.3.ネットワークの最適化・強靭化

施策の具体的な内容					
行政のデジタル化の基盤となるネットワーク環境について、クラウドサービス利用の本格化や「自治体の三層の対策」の見直しを踏まえ、行政全体の最適化や利便性とセキュリティの両立を前提に検討を進めます。					
取り組み事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査・検討					
環境構築					
運用					
目指す成果					
ネットワーク基盤を再構築し、柔軟で高速かつ高セキュリティなネットワークを低コストで実現します。					
担当課					
総務政策課					

3.2.ガバナンス強化と人材の確保・育成

3.2.1.情報セキュリティ対策の強化

施策の具体的な内容					
セキュリティを確保したうえで、各種施策を実行するために、既存の情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るために研修や訓練、情報セキュリティ監査を行います。また、デジタル技術の進展に合わせ、継続的な見直しを実施します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セキュリティポリシーの改定	▶				
セキュリティ監査・研修の実施（継続）		▶			
目指す成果					
情報セキュリティポリシーの見直しや研修、監査を通じて、玉城町が保有する情報資産の情報セキュリティリスクを低減します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 重大インシデント件数：0件 					
担当課					
総務政策課					

3.2.2.ICT-BCP²³の整備

施策の具体的な内容					
大規模災害やサイバー攻撃、ITインフラの複雑化など多様化する脅威に備え、事故発生時の初動対応や復旧業務をまとめた「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」を策定します。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ICT-BCPの検討	▶				
ICT-BCPの策定	▶				
実施訓練（継続）		▶			
目指す成果					
ICT-BCPの整備、運用を行います。					
担当課					
総務政策課					

²³ Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことを指す。

第5章 個別施策

3.2.3.デジタル人材の育成・確保

施策の具体的な内容					
デジタル戦略の検討・実施など、情報化を推進するため、研修や「地域情報化アドバイザー」の活用などを通じて職員の情報リテラシーを向上させるとともに、必要に応じて、外部専門家の登用を検討していきます。					
取り組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
推進体制の強化					
人材の確保・育成等					
目指す成果					
研修などを通じ、職員のデジタルに関する知識の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none">■ 研修回数（年間）：1回/年■ 外部人材の活用回数（地域情報化アドバイザー含む）：1回/年					
担当課					
総務政策課					

第6章 推進計画

第6章 推進計画

第6章 推進計画

6.1.全体スケジュール

No.	個別施策	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本方針 1.町民サービスの向上、つながる地域の実現						
1.町民ファーストな行政サービス						
1	マイナンバーカードの普及・利活用促進	交付体制強化	申請サポート継続			
2	行政手続きのオンライン化	利便性向上に資する手続きのオンライン化	その他手続きのオンライン化			
3	ワンストップサービスの推進	窓口体制の検討	サービス開始（外部委託・書かない窓口等）			
2.地域の暮らしを支えるデジタル化						
1	デジタルを活用した子育て支援	子育てサービスの電子化検討	電子サービスの導入			
2	保育現場のデジタル化	調査・検討	システムの導入・試行	運用		
3	データヘルスの推進	調査・検討	健康管理システム・アプリの導入・試行			
4	地域見守りの強化	調査・検討	導入・試行	運用		
5	スマート農・商・工の実現	セミナーなどを順次実施				
6	観光のデジタル化	調査・検討	環境整備・試行	運用		
7	公共事業に係るデジタル活用	調査・検討	環境整備・試行	運用		
8	防災・減災対策のデジタル化	個別受信機の更新 システムの検討	防災情報システムの導入・運用			
9	教育のデジタル化	GIGA スクール構想の推進				
		学習支援アプリの検討・導入				

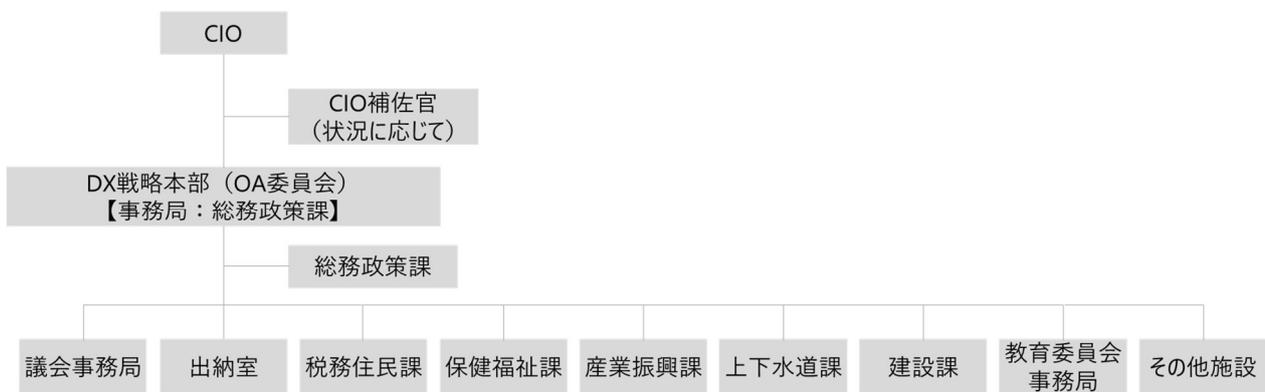
3.わかりやすい情報発信・地域の情報化				
1	SNSなどを活用した広聴 広報の強化	公式LINE導入 AIチャットボットの検討・試行		運用
2	オープンデータの利活用 促進		公開カタログの検討 随時公開	
3	Webアクセシビリティの 向上		調査・検討 継続	
4	地域コミュニティの新たな つながりの創出	調査・検討	アプリ等導入	運用・利用者拡大
基本方針2.行政の生産性の向上、新しい働き方の実現				
1.業務の生産性の向上				
1	AI・RPA等のデジタル技 術の活用	AI・RPA等の 検討・トライアル	AI・RPA等の導入	他業務への横展開
2	議会・各種委員会等への デジタル活用	タブレット端末整備 システム導入		運用
3	オンライン連携の推進	調査・検討		対象業務拡大
2.デジタル・ワークスタイルの実現				
1	リモートワークの推進	端末・環境整備 対象業務の選定、試行		運用
2	ペーパーレス化の推進	調査・検討		ペーパーレス化の取り組み クラウド移行
3	適切な勤怠管理・働き方 の見える化	調査・検討	システム導入・ 試行	運用

第6章 推進計画

基本方針 3. デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現				
1. デジタル強靭化を支えるインフラ整備				
1	先端技術の研究・導入	調査・研究（継続）		
2	情報システムの最適化・共用化	「（仮称）Gov-Cloud」の活用検討		
		標準準拠システムへの移行		
		情報システムの運用経費の削減（継続）		
3	ネットワークの最適化・強靭化	調査・検討	環境構築	運用
2. ガバナンス強化と人材の確保・育成				
1	情報セキュリティ対策の強化	セキュリティポリシーの改定	セキュリティ監査・研修の実施（継続）	
2	ICT-BCP の整備	ICT-BCP の検討	実施訓練（継続）	
		ICT-BCP の策定		
3	デジタル人材の育成・確保	推進体制の強化	人材の確保・育成等	

6.2.推進体制

本計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステム、アプリの導入といった、情報関連の取り組みが必須となりますが、町として本計画をより推進していくためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠であると考えます。そのため、副町長をCIO²⁴とし、庁内の部署横断的な組織である「OA委員会」を「DX戦略本部」としてうえで、各施策の進捗管理及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を当町の行政運営に反映していきます。また、必要に応じて、ITに関する専門的な知識・経験を有する外部専門家をCIO補佐官として登用することで、CIO及び情報システム担当者の支援を強化し、各種取り組みの推進を加速化させていきます。



²⁴ Chief Information Officer の略。の IT 戦略や情報管理、その他情報に関わる様々な業務の最高責任者を指す。

資料

資料

1.策定経緯

年月日		主の策定経過
令和2年	10月28日	第1回_検討会議 ▶ たまきデジタル戦略推進計画に向けた、国の動向整理や基本方針の検討
	11月17-24日	原課ヒアリング ▶ 対象6課1室に対して、個別施策案へのヒアリング実施
	12月22日	第2回_検討会議 ▶ 個別施策の検討、協議
令和3年	2月1日	地域情報化アドバイザーの意見聴収（第1回） ▶ 基本方針、個別施策について地域情報化アドバイザーへ意見聴収
	1月5日- 2月5日	外部有識者への意見聴収 ▶ 基本方針、個別施策について外部有識者へ意見聴収
	2月26日	第3回_検討会議 ▶ 本計画の最終化に向けた協議
	3月1日	地域情報化アドバイザーの意見聴収（第2回） ▶ 基本方針、個別施策について地域情報化アドバイザーへ意見聴収

2. 検討会議委員

(敬称略・順不同)

氏名	所属	備考
梅前 宏文	税務住民課	
中野 雄広	保健福祉課	
西 千晴	保健福祉課	
中西 司	産業振興課	
山本 陽二	上下水道課	
中西 慶博	建設課	
中西 豊	教育委員会事務局	
内山 治久	教育委員会事務局	
中川 泰成	総務政策課	
成川 勝也	総務政策課	
見並 智俊	総務政策課	事務局
尾中 亮太	総務政策課	事務局
楠川 昇	総務政策課	情報セキュリティアドバイザー

資料

3.外部有識者

(順不同)

所属	備考
ソフトバンク株式会社	
ITbook 株式会社	三重県市町村振興協会支援事業
慶應義塾大学 國領研究室	総務省地域情報化アドバイザー
皇学館大学 教育開発センター	
デジタルハリウッド大学	
鳥羽商船高等専門学校	
三重県スマート改革推進課	

4.SDGsの目標

SDGsの目標	
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者福祉を推進し、すべての町民が健康で文化的な最低限の暮らしが確保できるように支援する。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を振興し、食糧生産を支援するとともに、将来にわたって農業が持続できるように計画的な土地利用を進める。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての住民が心身ともに健康で暮らせるように、疾病・介護予防、健康づくりの推進、適切な医療治療体制の整備、健康的な環境の保全を図る。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが等しく質の高い教育が受けられるように学校教育の充実を図るとともに、あらゆる年齢の住民の学習機会を確保する。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を推進する。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で安定した水を供給するために、水道施設の適正な維持管理を行うとともに、良好な水質を維持するために水源地の環境を保全する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ・再生エネルギーを推進するとともに、住民・事業所の省エネ・再生エネルギーの取り組みを促進し、持続可能なエネルギーを確保する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業を振興し、地域経済の活性化と安定した雇用を確保するとともに、農林業、観光など地域の資源を活かした特色のある産業を振興する。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発で効率的な都市活動を安定的に支えるインフラの整備・維持管理と進めるとともに、新規産業の立地や既存産業のイノベーションを促進する。
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の自立を支援するとともに、お互いの人権を尊重し、差別のない地域社会を形成する。

SDGsの目標	
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適に住み続けられる住環境の整備・保全を図るとともに、車が無くても安全で利用しやすい移動手段を確保する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量生産・大量消費型社会からの転換を図るために、住民一人ひとりの意識や行動を見直すとともに、環境に配慮した企業経営を促進する。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発する集中豪雨など、気候変動に伴う影響を軽減するために、防災対策や温室効果ガスの削減を推進する。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみや富栄養化などの海洋汚染の防止と海洋資源の保全を図るために、プラスチックごみの削減と河川の水質の保全を図る。
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の自然生態系の保全を図る計画的な土地利用の推進と緑の維持、生態系の持続的な利用を図る農林業の振興を推進する。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力や犯罪から住民を守るとともに、多くの町民が参画する協働のまちづくりを推進する。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けて、町内の住民や各種団体、内外の企業、NPO などの多様な主体と連系を図り、それぞれの主体の特徴を活用して補完し合う協力関係を構築する。



GPLACE
Tamaki

人が集い、語り合い、笑顔が生まれる場所。

GPLACE(ジープレイス)の「G」は、「元気」と「玄甲舎」の頭文字。往時は茶室や迎賓用の別邸として客人をもてなしてきた建築遺産「玄甲舎」が、再びたくさんの人々を迎える場所に生まれ変わります。歴史・文化が息づく玉城町の魅力を発信していくことで、新しい出会いと交流が生まれ、みんなに笑顔が溢れていくまちに。得水がこよなく愛し、玄甲舎の由来であり、象徴でもある亀。亀の甲羅をモチーフにした六角形と玄甲舎の頭文字「G」を組み合わせたマークです。また、人が笑っている横顔にも見えるフォルムにすることで、玄甲舎を中心に、玉城町の町民に笑顔が溢れていく想いを表現しています。カラーは玉城町の新しい取り組みが未来に向かって成長していく願いを込めて、若葉を想起させる明るいグリーンにしました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「SDGs（エスディージーズ）」とは、2001年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の2030年までに達成すべき17の目標です。本計画においてもSDGsとの関連施策を記載し、取組を実施しています。

発行/三重県玉城町

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2 電話 0596-58-8200